機械設備工事特記仕様書

Ⅰ. 工 事 概 要

1. 工事名称　　堀込北市営住宅排水管改修工事

2. 工事場所　　足利市 堀込町

3. 建物概要　　鉄筋コンクリート造　5階建　2棟

4. 工事項目　　工事項目は下記のとおりとする。（○印の付いたものを適用する）
・衛生器具設備工事　⊙給水設備工事　⊙排水設備工事
・給湯設備工事　・換気設備工事　⊙ガス設備工事
・給水施設工事　・排水施設工事　・電気設備工事　⊙建築工事

Ⅱ. 工 事 仕 様

1. 共 通 仕 様

設計書及び図面、本特記仕様書、現場説明書（質問回答書を含む。）に記載されていない事項は、すべて公共住宅建設工事共通仕様書（平成25年度版）（「機材の品質・性能基準」を含む（※））、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成25年版）、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（平成25年版）に準拠するものとし、優先順位は次による。
※　「機材の品質・性能基準」は総1.5.2の2(1)と(2)と同等な基準として規定するものとする。
（1）現場説明書に対する質問回答書
（2）現場説明書
（3）特記仕様書
（4）図面及び設計書
（5）公共住宅建設工事共通仕様書
（6）公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）、公共建築工事標準図（機械設備工事編）

2. 特 記 仕 様

章は●印の付いたもの、特記事項は●印の付いたものを適用する。

総 則 編

章	項 目	特 記 事 項
● 一般共通事項	①機材等	本工事に使用する機材等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、同等品等使用願を監督職員に提出し承諾を受ける。
	2電気保安技術者	○適用する　○適用しない
	3条件明示項目	○施工時間　○概算工期　○
	4技能士の適用	○配管施工（配管工事）　○建築板金施工（ダクト製作及び取付け）　（総1.6.2） ○熱絶縁施工（保温工事）　○冷凍空気調和機器施工（冷凍空調機器の据え付け）
	⑤工事実績情報の登録	受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けた上、次にに示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。 (1)工事受注時　契約締結後10日以内 (2)登録内容の変更時　変更契約締結後10日以内 (3)工事完成時　工事完成後10日以内 なお、変更登録は、工期、技術者等に変更が生じた場合に行う。 （ただし、工事請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正のみ登録するものとする。） また、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略出来るものとする。
	⑥官公署への手続	工事に必要な官公署への手続きは受注者が代行し、速やかに行う。
	⑦工事用電力 水 他	この工事に必要な工事用電力、水及び諸手続などの費用は、すべて受注者の負担とする。
	⑧工事用仮設物	全て請負者の負担とする。　構内につくることが　●できる　○できない　（総1.3.1）
	⑨足場桟橋類	○別契約の関係受注者が定置した足場及び桟橋の類は無償で使用できる。 ●本工事で設置する。　（総1.3.1）
	⑩調査.試験に対する協力	1.　受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。 2.　受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には次の各号に掲げる協力をしなければならない。 (1)　調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。 (2)　調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象となった場合には、その実施に協力しなければならない。 (3)　正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。 (4)　対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
	⑪発生材の処理等	[発生土] ○構内（建物周り）敷ならし　○構内指示の場所に敷ならし ○構内指示の場所に堆積　○構外搬出指示の場所に堆積 堆積場所（　　）　堆積場所（　　）　※構外搬出適切処理 ○構外搬出適切処理 [発生土以外の発生材]・引渡しを要するもの　○有　名称（　　）●無 ・特別管理型産業廃棄物　○有　名称（　　）●無 ・再利用及び再資源化を図る物　○有　名称（　　）●無 ※上記に指定されていないものは、共通仕様書1.2.14.5及び「建設廃棄物処理指針」(平成13年6月制定)によるほか、下記により構外に搬出し適切に処理する。　（総1.2.14） 1.　建設副産物実態調査要領に基づき、本工事に係る再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて各１部提出すること。また、工事完成後速やかに上記計画書の実施状況について、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、電子ﾃﾞｰﾀと共に提出する。なおこれらの記録を工事完成後１年間保存しておくこと。 2.　建設副産物の処理に先立ち、その概要を「建設副産物処理承認申請書」により監督職員の確認を受け、同申請書を２部提出すること。 3.　建設副産物の処分にあたって、排出業者(元請業者)は処理業者と建設副産物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。 なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に、収集運搬業者と建設副産物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。 4.　建設副産物処理完了後速やかに「建設副産物処理調書」を作成し、監督職員に２部提出するとともに、実際に要した処理等を証明する資料（受け入れ伝票、写真、位置図、経路図等）を提示し確認を受けること。 5.　建設廃棄物については、産業廃棄物処理における「産業廃棄物管理票(マニュフェスト)」の交付されたもの及び回収した各票を監督職員に提示し確認を受けること。 なお、回収したマニュフェストについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を踏まえて適切に保存すること。
	12建設リサイクル法	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に定める対象建設工事に該当する場合は、建設リサイクル法に基づき特定建設機材の分別解体及び再資源化の実施について、適切な措置を講ずるとともに、分別解体・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、監督職員に報告すること。
	⑬完成図等	●完成図(A2)　●製本　提出部数　1部　●CD-R　提出部数　2部 ●完成図(A3)　●製本　提出部数　1部 ●完成調書　●製本　提出部数　1部 ●取扱説明書　提出部数　1部 ●保全に関する資料　提出部数　1部 ●工事記録写真　●CD-R　提出部数　2部 ○完成写真　○CD-R　提出部数　2部 （総1.8.4）
	⑭工事写真	工事写真の撮り方(建築設備編)国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(平成24年版)による。
	15関連工事との取り合い	機械設備工事と建築工事又は電気設備工事等とが別契約の場合、取り合い工事区分は、別表-1の他工事との取り合いによる。
	⑯保全に関する資料	保守指導書・機器取扱い説明書は、(各戸１部　共用部１部）とする。
	⑰電子納品	●適用基準は「電子納品運用に関するガイドライン（案）（第10版)」による。 設計CADデータの貸与　○無し　●有り　（著作者名　足利市　） ●貸与するCADデータを該当工事における施工図又は完成図の作成のため以外には使用してはならない。 ●書面における捺印及び署名の取り扱いは、監督員との協議による。
	⑱下請人の選定及び工事材料の認定	●受注者は、下請負契約を締結する場合、当該契約の相手方を県内に本店を有するものの中から選定するように努めること。 ●受注者は県内で算出、生産又は製造される資材等の規格品等が本設計の仕様に適合すると認められる場合は、優先して使用するよう努めること。
	19スリーブ	スリーブに用いる材料は次による （１）外壁の地中部分等水密を要する部分（つば付鋼管） （２）地中部分で水密を要さない部分（硬質ビニル管） （３）柱及び梁等構造体以外の個所で、開口補強が不要であり、かつ、スリーブ径が200mm以下の部分は紙製仮枠としてもよい。 （４）上記以外のスリーブは硬質ビニル管又は亜鉛鉄板製とする
	⑳火災保険等	火災保険、建設工事保険、組立保険、又は土木工事保険等のうち、１以上に加入する。 契約期開始期は、材料（仮設、型枠材を除く）搬入時以前とし、終期は工事目的物の（分離発注においては、引渡しが最後となる工事目的物）の引渡しの翌日までとする。 保険契約の締結後、その証券の写し一部を速やかに提出する。
	㉑保温基準	公共住宅建設工事共通仕様書及び下記による

区 分		施 工 箇 所	仕 様
管（継手及び弁類を含む）	給水管	屋内露出	a・(ロ)
		ポンプ室・機械室・メーター室内 階下のあるトレンチ内	b・(ハ)
		天井・木造壁内 台所流し台裏及び浴室ユニット裏 住戸内のパイプスペース内	c・(ロ)
		住戸外のパイプスペース内	8c・(ロ)特
		階下のないトレンチ内、ピット内	d・(ハ)
		屋外露出	2・(ハ)
	排水及び通気管	ポンプ室・機械室・メーター室内 階下のあるトレンチ内	b・(ハ)
		天井・木造壁内・住戸内パイプスペース内	c・(ロ)
	給湯管	屋内露出	a・(ロ)
		ポンプ室・機械室・メーター室内 階下のあるトレンチ内	b・(ロ)
		天井・木造壁内 スラブ、床板間転がし配管 台所流し台裏及び浴室ユニット裏 浴室ユニット下部の配管及びネダフォーム下部 住戸内のパイプスペース内	c・(ロ)
		住戸外のパイプスペース内	c・(ロ)特
		階下のないトレンチ内、ピット内	d・(ロ)
		屋外露出	e2・(ロ)

※ c・(ロ)特 ： c・(ロ)施工後に亀甲金網巻き

㉒化学物質を放散する建築材料等

本工事の建築内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし次の(1)から(4)までを満たすものとする。
（１）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及びこｔれらの建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
（２）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極ねて少ないものとする。
（３）接着剤はフタル酸ジーnーブチル及びフタル酸ジー2ーエチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
（４）塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
（５）上記（１）、（３）及び（４）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。なお、ホルムアルデヒドを発散しないものとは発散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの発散量は極めて少ないものとは発散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用するものとするが、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。
また、「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。

ホルムアルデヒドの放散量	該当する建築材料
規制対象外	①ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令２０条7第４項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるＪＡＳ規格品 a.非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b.接着剤等不使用 c.非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d.ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e.非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f.非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用
第 三 種	①ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第２０条５第３項による国土交通大臣認定品 ③旧ＪＩＳのＥ０規格品 ④旧ＪＩＳのＦｃ０規格品

項 目	特 記 事 項
㉓交通安全管理	請負者は、栃木県公安委員会が定める路線（平成21年9月30日　栃木県公安委員会告示第54号）の交通誘導を行う場合は、その現場ごとに交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を一人以上配置しなければならない。
㉔環境対策	１．騒音・振動 受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規定（平成9年建設省告示第1536号）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難い場合は監督職員と協議するものとする。 ２．排出ガス対策 受注者は、工事の施工にあたり「建設機械に関する技術指針」別表第３に掲げる建設機械を使用宇する場合は、「排ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経発第246号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械又は同等の建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難い場合は監督職員と協議するものとする。 ３．グリーン購入法 受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の維持等に関する法律（平成12年法律第100号。グリーン購入法」という)」第１０条及び「栃木県生活環境の保全等に関する条例」第６３条で定めた「栃木県グリーン調達推進方針」に定められた特定調達品目の使用を推進するものとする。
㉕事故報告	受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、監督職員が指示する様式（工事事故報告書）で指示する期日までに提出しなければならない。
㉖過積載防止	ダンプトラック等による過積載等の防止については、次のとおりとする。 １．積載重量制限を超過して工事用資材を詰め込まず、また積み込ませないこと。 ２．過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。 ３．資材等の過積載を防止するため、建設発生土の及び骨材等の購入にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにする。 ４．さし枠装着者、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。 ５．過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。 ６．取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。 ７．「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という。）の目的に鑑み、法第１２条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。 ８．下請契約の相手方は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。 ９．１．～８．のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。
㉗不正軽油使用の防止対策	１．本工事は、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成１７年５月２５日法律第５１号）を遵守すること。 ２．本工事で使用し又は使用させる軽油使用の車両（試機材等の搬出入車両を含む）並びに建設機械等の燃料には規格（ＪＩＳ）に合った軽油を使用すること。 また、県が使用燃料の抜き取り調査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うこと。
㉘暴力団員等による介入を受けた場合の措置	(1)栃木県が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。 (2)(1)により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。 (3)発注工事において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。
㉙住宅瑕疵担保履行法への対応	本工事は「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」（平成19年法律第66号）の ○　対象工事である
㉚工事の一時中止	工事の一時中止に係る計画書の作成 (1)契約書第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来型、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 (2)工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
㉛現場代理人の専任関係	足利市が発注する工事で、次の用件を満たす場合は、現場代理人の兼任を認めることとする。 兼任を認める工事の件数は2件までとし、いずれも請負代金額が2,500万円未満であること。 ○兼任可 ●兼任不可 （ただし、当初請負代金額が2,500万円未満となったときは、兼任を可とする。） ~~（当初請負代金額が2,500万円未満であっても、兼任を不可とする。）~~
32消防署への手続きについて	足利市火災予防条例（火を使用する設備等の設置の届出）に該当する設備を設置する場合は、同条例に基づく届出を行うこと。（給湯器、GHP等）
㉝仮設工事　足場その他	工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書（平成２５年度版）」の総則編１．３．１足場、その他の２の規定されている「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省　平成２１年４月）の「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、同ガイドラインの「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の（２）手すり据置き方式又は（３）手すり先行専用足場方式により行うこと。

工事名称	堀込北市営住宅排水管改修工事	
図面名称／縮尺	特記仕様書（その1）／No Scale	図面番号
設計年月日	平成27年 5月	M 8枚の内1
設 計 者	足利市役所 都市建設部 建築住宅課	
発 注 者	足利市役所 都市建設部 建築住宅課	

（足利市　H27.4　住）

○ 衛生器具設備工事

器具及び材料
衛生器具の区分、種類及び組み合わせは次による (2.2.1)
（○ 設計図の衛生器具表による ○ ）

器具の取付け及び接続
シーリング材の材種及び形状は次による (2.3.1)
材質（○ ）
形状（○ 洗濯機パン ）

● 給水設備工事

適用範囲
さや管ヘッダー配管システムは次による (3.1.1)
○ 床下配管方式
○ ポリブデン管 ○ 架橋ポリエチレン管
○ １３ｍｍ以下の樹脂管すべてに消音テープを巻く

管類
給水設備に使用する管類の種類は次による (3.2.1)
（○ 設計図の凡例による ●設計図による ）

継手類
（１）ベローズ形フレキシブルジョイントの全長は次による (3.2.2)
○（イ）呼び径 25 以下は、300 mm とする。
○（ロ）呼び径 32 以上 50 以下は、500 mm とする。
○（ハ）呼び径 65 以上 150 以下は、750 mm とする。
○（ニ）呼び径 200 以上は、1000mm とする。

（２）合成ゴム製フレキシブルジョイントの全長は次による
○（イ）呼び径 40 以下は、300mm とする。
○（ロ）呼び径 50 以上 80 以下は、500mm とする。
○（ハ）呼び径 1000 以上は、700mm とする。

一般用弁及び栓
ポンプに付属する仕切弁は次による (3.2.3)
○

計器その他
電極の仕様は次による (3.2.11)
○

給水システム
１ （１）揚水ポンプ (3.2.15)
（イ）共通ヘッドは（○ ）
（２）電動機
（イ）３．２．６表中（○ 全閉防爆形を使用）
（ロ）３．２．７表 （注）３インバータ制御方式
（○ ）

２ 加圧式給水システム
（１）システムの区分の適用は
○ 設計図の機器表による。
○
（４）ポンプの吐き出し管に試運転調整用のバイパス管は
（○ 必要）

制御盤及び操作盤
（１）～（５）の適用 (3.2.18)
（４）表示灯等の設置は（○ 要）
（５）接点及び端子の設置（○ 要）
可変速電動機用インバータによる運転制御を行う場合の（１）、（２）の適用
○（ （１）を適用 ）
○（ （２）を適用 ）

水槽
（２）材質、形式、形状、本体の構造は（○ 設計図による） (3.2.19)
（３）設計用水平震度は1.0とする

建物の引込み部
施工法は機械設備工事標準図の施工 の４ (3.3.1)
（○ （ａ）による ○ （ｃ）による）
衝撃防護措置は
（○ 設計図による ○ ）
山砂で埋め戻す場合
（○ 設計図による ○ ）

埋設深さ
埋設深さは（ ○ ６００ ）mm (3.3.2)

管の接合
ステンレス鋼管 (3.3.3)
（１）接合方法は
○溶接接合 ○フランジ接合
○メカニカル接合（○フレアー式接合 ○差し込み接合 ○プレス接合）
○ハウジング形継手

機器の据付け
一般事項： (3.3.5)
（４）設計用水平震度は Gとする。
（１）揚水ポンプの基礎は
○設計図による ○
（２）振動絶縁効率は
○ ○

試験、消毒
ポンプ機器類の騒音測定場所は (3.3.7)
○ 最短隣地境界線 ○

● 排水・通気設備工事

管類
屋外排水管 (4.2.1)
● 硬質塩化ビニル管（ＶＰ管又はＲＦ－ＶＰ管） 口径 １２５ ｍｍ以下
○ 硬質塩化ビニル管（ＶＵ管又はＲＥＰ－ＶＵ管） 口径 １５０ ｍｍ以上

排水器具
洗濯機用防水パンは (4.2.4)
○ 設計図による

桝及び蓋
桝及び蓋は (4.2.5)
○ 設計図による

汚水及び汚物用水中モータポンプ
汚物用の場合の電動機の極数は
○６極 ○４極 ○極数は問わない
（２）（イ）水中ケーブルの長さは (4.2.6)
○ ６ｍ ○ １０ｍ ○

○ 給湯設備工事

適用範囲
さや管ヘッダー配管システムは次による (5.1.1)
○ 床下配管方式
○ ポリブデン管
○ １３ｍｍ以下の樹脂管すべてに消音テープを巻く

浴槽
浴槽 (5.2.7)
○

ガス給湯器ユニット
（１）ガス給湯器ユニットは (5.2.8)
○給湯専用型 ○瞬間式 ○瞬間貯湯式 ○貯湯式
○追炊付給湯型 ○給湯 ○瞬間式
○潜熱回収型 ○瞬間貯湯式
○直接加熱式 ○自然循環
○強制循環
○高温水供給式 ○Ｉ型
○Ⅱ型

（２）設置場所 ○ パイプシャフト
○ ベランダ

（３）制御方式 ○ 本体サーモによる

● ガス設備工事

種別
● 都市ガス（ 13A ） (7.1.1)
○ 液化石油ガス ○ 簡易ガス事業

調理用ガス機器
調理用ガス機器は (7.2.5)
（○ ）
区分は
（○ 組込型 ○ 据置型 ○ ）

ガス漏れ警報器
（２）ガスの種別及び種類、区分 (7.2.6)
種別は空気より（○ 重い ○ 軽い）

配管工法
地中埋設標の取付け位置は (7.2.7)
（○ 設計図による ○ ）

ガス漏れ警報器の取付け
集中監視形受信機の取付け (7.2.12)
（○ 設計図による ○ 電気工事 ）

充填容器
鋼製集合装置及び同支持方法等は (7.3.3)
○ 設計図による
○機械設備工事標準図 施工68の（○（ａ） ○（ｂ））による

供給業者
○

○ 浄化槽設備工事

施工範囲
送風機室は（○ 本工事 ○ ）
防護さくは（○ 本工事 ○ ）
コンクリート躯体工事は（○ 本工事 ○ ）

送風機
（１）遠心送風機の基礎は（○ 本工事 ○ ） (9.2.5)
（２）防振基礎の防振材及び振動絶縁効率は（○ ）

制御盤
漏電、過負荷及び満水警報等の一括故障表示用無電圧接点及び端子は (9.2.7)
（○ 要 ○ 不要 ）

消泡装置
消泡装置のノズル式又は消泡剤式の適用 (9.2.12)
（○ ノズル式 ○ 消泡剤式 ）

消毒装置
消毒装置は （○ ）とする (9.2.15)

汚水流入管
汚水流入管は（○ ）とする (9.2.30)

配管
（１）管材は次による (9.2.31)
汚水管 （○ ）
揚泥管 （○ ）
消泡管 （○ ）
送気管 （○ ）
送気管（桝外）（○ ）
散気管 （○ ）
薬液管 （○ ）

備品
備品として次のものを設置する (9.2.33)
（１）流入水 （○ ）
（２）返送汚泥 （○ ）
（３）余剰汚泥 （○ ）
（４）空 気 （○ ）
（５）塩 素 （○ ）
（６）放 流 （○ ）

施工
（３）土工事 (9.2.35)
土留め工事は（○ 設計図による ○ ）

ユニット形し尿浄化槽の機材及び施工

本体構造等
基礎等の厚さは (9.3.1)
（○ 設計図による ○ ）

○ 換気設備工事

換気扇類及び付属部品
１．換気口、換気扇、ダクト用ファンは (11.2.1)
（○ 設計図による ）

２．区分（用途）、形状等は
（○ 設計図による ）

ダクト
管材は (11.2.2)
（○ 設計図による ）

○ 共通工事

塗装基準
塗装基準は（○ ）とする (12.1.5)
完成機器の塗装は（○ ）とする

エポキシ樹脂コーティング及びライニング
2.乾燥方法は（○ ）とする (12.2.4)

別表－１ 他工事との取り合い

●印を適用する （●印を消す場合は×印とする）

工事内容	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	工事
１ 仮設電力の引き込み（分電盤、キュービクルまで）	●	○	○	○
２ 仮設電力の引き込み（上記以降）	●	●	●	○
３ 仮設電力の電気使用料	●	●	●	○
４ 本受電後の電気基本料	○	●	○	○
５ 本受電後引き渡しまでの電気使用料	●	●	●	○
６ 仮設水道の引き込み（計量器まで）	●	○	○	○
７ 仮設水道の引き込み（上記以降）	●	●	●	○
８ 仮設水道及び本設後引き渡しまでの使用料	●	●	●	○
９ 梁・壁・床の開口、貫通等のスリーブ、仮枠	○	●	●	○
１０全ての開口、貫通等の補強	●	○	○	○
１１ユニットバス及びユニットバス用衛生器具	●	○	○	○
１２ガス漏れ警報器	○	○	○	○
１３量水器（リモートメーター）	○	○	●	○
１４量水器用遠方表示盤及び同用配管配線	○	●	○	○
１５給湯器及びコントローラー本体	○	○	●	○
１６給湯器の取付け枠加工（ドア開口）	●	○	○	○
１７給湯器とコントローラー間の配管	○	●	○	○
１８流し台直付け水栓	○	○	●	○
１９流し台 ガス台 レンジフード	●	○	○	○
２０レンジフード用ダクト	●	○	○	○
２１雨水竪管 雨水地中横引管（第一桝まで）	●	○	○	○
２２排水立て管の塗装	●	○	○	○
２３給湯器とコントローラー間の配線	○	○	●	○
２４				
２５				
２６				

工事名称	堀込北市営住宅排水管改修工事	
図面名称／縮尺	特記仕様書（その２）／No Scale	図面番号
設計年月日	平成27年 5月	Ｍ 8枚の内2
設計者	足利市 都市建設部 建築住宅課	
発注者	足利市 都市建設部 建築住宅課	

南小学校

御厨用水

案内図　N．S

配置図　S＝1／300

清掃仕様

※　図示部の汚水、雑排水管及び桝内の清掃及びグリス等の除去を本工事に含む
※　汚水、雑排水管及び桝内の清掃はバキューム引抜き及び高圧洗浄程度とする
※　雑排水桝内の清掃はグリース等除去の上清掃を行うこと
※　グリース等の廃棄物は構外搬出適法処分とする

市民の声を大切に
足利市役所
都市建設部　建築住宅課
郵便番号 326-8601　栃木県足利市本城三丁目2145番地
E- mail kenchiku@city. ashikaga. tochigi. jp
代表電話 0284-20-2222
直通電話 建築担当 0284-20-2196
設備担当 0284-20-2197
住宅担当 0284-20-2198

製図	設計	査図	特記事項	工事名	堀込北市営住宅排水管改修工事	工事箇所	足利市 堀込町	M 8枚の内3
				図面名	案内図・配置図	縮尺	N. S, S＝1／300	平成 27・5・

49,810
9,160
8,130
75ｶﾗｰ-VP
枠組本足場
足洗場
便所
浴室
和室4.5帖
台所
洗面・脱衣
下足入
物入
UP
階段室
玄関
P.S
和室6帖
押入
洋間
和室4.5帖
ベランダ
3,790
7,580
1,300
1,100
※　ネジ式掃除口75A(ｶﾗｰ)及び差込ソケット75A(ｶﾗｰ)を1･3･5階に取付ー1系統
※　ネジ式掃除口75A(ｶﾗｰ)及び差込ソケット(ｶﾗｰ)75Aを各階に取付ー5系統
1階平面図（1・2号棟共通）　　S＝1／100
既設排水桝400φ×190H
既設排水桝400φ×250H
既設汚水桝400φ×290H
既設排水桝400φ×275Hに接続
埋設配管40VP(撤去・処分)
100VP(埋設配管)
桝内ｴﾙﾎﾞ撤去・処分
既設排水桝400φ×190H
既設汚水桝400φ×385H
既設汚水桝400φ×475H
既設汚水桝500φ×570H
既設汚水桝500φ×660H
既設汚水桝500φ×755H
公設桝へ
既設樹脂製ｲﾝﾊﾞｰﾄ桝400φ×790H
100VP
125VP
75VP
40VP
80SGPW
65VC(5階撤去・処分)
65SGPW(5階まで撤去・処分)
80SGPW→埋設管75VP(撤去・処分)
75ｶﾗｰ-VP(架空配管)
床下掃除口75A(ｶﾗｰ)
舗装解体・復旧
100VP(埋設配管)
既設排水桝400φ×190Hに接続
桝内ｴﾙﾎﾞ撤去・処分
公設桝500φ×1000H
既設排水桝400φ×235H
既設排水桝400φ×275Hに接続
既設排水桝400φ×375Hに接続
既設排水桝500φ×420H
既設排水桝500φ×455Hに接続
1号棟1階ベランダ下平面図　　S＝1／100
市民の声を大切に
足利市役所
都市建設部　建築住宅課
郵便番号 326-8601　栃木県足利市本城三丁目2145番地
E-mail kenchiku@city.ashikaga.tochigi.jp
代表電話 0284-20-2222
直通電話 建築担当 0284-20-2196
設備担当 0284-20-2197
住宅担当 0284-20-2198
製図　設計　査図　特記事項
工事名　堀込北市営住宅排水管改修工事
図面名　1階平面図（1・2号棟共通）・1号棟1階ベランダ下平面図
工事箇所　足利市 堀込町
縮尺　S＝1／100
M　8枚の内4
平成 27・5・

49,810
9,160
8,130
75カラ-VP
枠組本足場
足洗場
便所
浴室
UP
洗面・脱衣
下足入
物入
和室4.5帖
台所
和室6帖
押入
階段室
玄関
P.S
洋間
ベランダ
※　ネジ式掃除口75A(カラー)及び差込ソケット75A(カラー)を1･3･5階に取付ー1系統
※　ネジ式掃除口75A(カラー)及び差込ソケット(カラー)75Aを各階に取付ー5系統
1階平面図（1・2号棟共通）　　S＝1／100
既設排水桝400φ×230H
既設排水桝400φ×290H
既設汚水桝400φ×400H
既設排水桝400φ×330Hに接続
埋設配管40SGPW(撤去・処分)
100VP(埋設配管)
既設排水桝400φ×230H
既設汚水桝400φ×480H
既設汚水桝400φ×570H
既設汚水桝500φ×640H
既設汚水桝500φ×730H
既設汚水桝500φ×810H
公設桝へ
100VP
125VP
100CIP
既設樹脂製インバート桝400φ×840H
40SGPW
50SGPW
80SGPW
65VC(5階撤去・処分)
65SGPW(5階まで撤去・処分)
80SGPW→埋設管75VP(撤去・処分)
100カラ-VP(架空配管)
75カラ-VP(架空配管)
床下掃除口75A(カラー)
既設排水管100カラ-VPに接続
100VP(埋設配管)
既設排水桝400φ×230Hに接続
既設排水桝400φ×270H
既設排水桝400φ×300Hに接続
既設排水桝400φ×390Hに接続
既設排水桝500φ×420H
既設排水桝500φ×450Hに接続
2号棟1階ベランダ下平面図　　S＝1／100
市民の声を大切に
足利市役所
都市建設部　建築住宅課
郵便番号 326-8601　栃木県足利市本城三丁目2145番地
E-mail kenchiku@city.ashikaga.tochigi.jp
代表電話 0284-20-2222
直通電話 建築担当 0284-20-2196
設備担当 0284-20-2197
住宅担当 0284-20-2198
製図
設計
査図
特記事項
工事名　堀込北市営住宅排水管改修工事
図面名　1階平面図（1・2号棟共通）・2号棟1階ベランダ下平面図
工事箇所　足利市 堀込町
縮尺　S＝1／100
M
8枚の内5
平成 27・5・

49,810
9,160
8,130
7,580
3,790
1,300
1,100
排水用通気弁75A
75カラ-VP
枠組本足場
和室4.5帖
和室6帖
台所
便所
浴室
洗面・脱衣
下足入
物入
階段室
玄関
P.S
押入
洋間
ベランダ
UP
DN
※ ネジ式掃除口75A(カラ-)及び差込ソケット(カラ-)75Aを1･3･5階に取付ー1系統
※ ネジ式掃除口75A(カラ-)及び差込ソケット(カラ-)75Aを各階に取付ー5系統
5階平面図（1・2号棟共通） S＝1／100
2～4階平面図（1・2号棟共通） S＝1／100
市民の声を大切に
足利市役所
都市建設部 建築住宅課
郵便番号 326-8601 栃木県足利市本城三丁目2145番地
E- mail kenchiku@city.ashikaga.tochigi.jp
代表電話 0284-20-2222
直通電話 建築担当 0284-20-2196
設備担当 0284-20-2197
住宅担当 0284-20-2198
製図
設計
査図
特記事項
工事名 堀込北市営住宅排水管改修工事
図面名 2～4階・5階平面図（1・2号棟共通）
工事箇所 足利市 堀込町
縮尺 S＝1／100
M 8枚の内6
平成 27・5・

流し台等更新工事

・流し台 木製キャビネット 1100L
・ガス台 700L バックガード付
・上記同寸法の既設品及び水切板の撤去、処分を含む

給水、ガス設備工事

・ライニング内配管材　給水：VB15及び被覆付架橋ポリエチレン管
　　　　　　　　　　　ガス：PLV管及びフレキ管
・給水管保温工事はVB管部分のみとし10mmのワンタッチチューブを使用
・給水、ガス共ライニング内の既設管撤去、処分を含む
・各住戸共既設給湯器への給水管、ガス管接続工事は別途とする

新設ライニング工事

・大工手間、工場加工、巾木、金物、接着剤類共
・流し台、ガス台下の床材補修を含む

その他特記事項

・住戸内の作業は１日のみとする（AM９：００～PM５：００で完了すること）
・半日程度の住戸内事前調査は可能なものとする
・住戸内作業に伴う養生及び清掃後片付けを含む

使用材料表		
NO	材料名	仕様
①	タモ集成材	厚25mm　クリア塗装
②	下地材	厚30mm　杉１等
③	壁、床固定材	厚30mm　杉１等
④	普通合板	厚9mm　１種防水タイプ　F☆☆☆☆
⑤	普通合板	厚9mm　１種防水タイプ　F☆☆☆☆
⑥	キッチンパネル	厚3mm　F☆☆☆☆

※木材を固定するビスは原則として4φ×45とする

流し台据付時両サイドに5mmのコーキングを行う

一般住戸内改修詳細図（１・２号棟共通）　　S＝１／３０

市民の声を大切に 足利市役所	都市建設部　建築住宅課 郵便番号 326-8601　栃木県足利市本城三丁目2145番地 E-mail kenchiku@city.ashikaga.tochigi.jp	代表電話 0284-20-2222 直通電話 建築担当 0284-20-2196 設備担当 0284-20-2197 住宅担当 0284-20-2198	製図	設計	査図	特記事項

工事名	堀込北市営住宅排水管改修工事	工事箇所	足利市 堀込町	M 8枚の内7
図面名	一般住戸詳細図（１・２号棟共通）	縮尺	S＝1／30	平成 27・5・

流し台等更新工事

・流し台 木製キャビネット 1100L
・ガス台 700L バックガード付
・上記同寸法の既設品及び水切板の撤去、処分を含む

給水、ガス設備工事

・ライニング内配管材　給水：VB15及び被覆付架橋ポリエチレン管
　　　　　　　　　　　ガス：PLV管及びフレキ管
・給水管保温工事はVB管部分のみとし10mmのワンタッチチューブを使用
・給水、ガス共ライニング内の既設管撤去、処分を含む
・各住戸共既設給湯器への給水管、ガス管接続工事は別途とする

新設ライニング工事

・大工手間、工場加工、巾木、金物、接着剤類共
・流し台、ガス台下の床材補修を含む

その他特記事項

・住戸内の作業は１日のみとする（ＡＭ９：００～ＰＭ５：００で完了すること）
・半日程度の住戸内事前調査は可能なものとする
・住戸内作業に伴う養生及び清掃後片付けを含む

使用材料表

NO	材 料 名	仕 様
①	タモ集成材	厚25mm　クリア塗装
②	下地材	厚30mm　杉１等
③	壁、床固定材	厚30mm　杉１等
④	普通合板	厚9mm　1種防水タイプ　F☆☆☆☆
⑤	普通合板	厚9mm　1種防水タイプ　F☆☆☆☆
⑥	キッチンパネル	厚3mm　F☆☆☆☆

※木材を固定するビスは原則として4φ×45とする

多家族向け住戸　－　16・26・36・48・56号室

多家族向け住戸内改修詳細図（１・２号棟共通）　　S＝１／３０

市民の声を大切に 足利市役所	都市建設部　建築住宅課	製図	設計	査図	特記事項	工事名	堀込北市営住宅排水管改修工事	工事箇所	足利市 堀込町	M 8枚の内8
	郵便番号 326-8601　栃木県足利市本城三丁目2145番地 E- mail kenchiku@city.ashikaga.tochigi.jp 代表電話 0284-20-2222 直通電話 建築担当 0284-20-2196 設備担当 0284-20-2197 住宅担当 0284-20-2198					図面名	多家族向け住戸詳細図（１・２号棟共通）	縮尺	S＝1／30	平成 27・5・